

新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を提供

市民1人当たり10万円を給付

オンライン申請は5月1日(金)、郵送申請は5月20日(水)から受け付け開始

施策の概要

全市民に早く正確な家計支援を行うため、特別定額給付金事業を実施。条件や手続きはなるべく簡素化して行います

対象者と給付額

給付対象者 令和2年4月27日時点で川西市の住民基本台帳に記録されている人（短期滞在や不法滞在の外国人は対象外です）

受給できる人 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人当たり10万円

申請の方法と期限

感染防止のため、オンラインか郵送での申請を基本とします。**申請期限は8月19日(水)**。世帯主名義の銀行口座へ振り込みます（原則）

オンライン 5月1日(金)から受け付け。マイナポータル（右記2次元コードからアクセス可）から申請してください（マイナンバーカードが必要）



郵送 5月20日(水)から受け付け。記入した申請書（5月18日発送）に振込先口座と本人が確認できる書類の写しを添えて郵送してください

問い合わせ 特別定額給付金対策チーム ☎(744)6185

全世帯の水道料金を減額

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、市内の全世帯の水道料金を減額します。

5月以降の3カ月分の基本料金（月額700円）を無料とし、水量料金の一部（20立方メートル以下）を減額。一般的な家庭で約4,300円負担が減少します。申請は不要です。

問い合わせ 経営企画課 ☎(740)1260

子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分（新高校1年生の場合も含む）の特例給付を除く児童手当の受給者に、対象児童1人につき1万円を支給します。5月末ごろに案内を送付、6月末から順次指定の口座に振り込みます。

（注）公務員は所属庁での受給証明を受けた後、住民票のある市町村で申請してください

問い合わせ 子ども支援課 ☎(740)1179

越田市長から市民の皆さまへ

何気ない日常の幸せを取り戻すために

4月7日に発令された「緊急事態宣言」が延長となりました。市立小中養護学校や幼稚園の休校園だけではなく、保育所・子ども園・留守家庭児童育成クラブの原則閉所、各公共施設の閉鎖など、市民サービスが低下していることをお詫び申し上げます。感染拡大の防止を最優先に引き続き職員一丸となって取り組んでまいります。

「特別定額給付金」の給付事務がスタートしました。国や県、市がさまざまな支援策を打ち出す中、「どこに行っても何を相談したらよいのかわからない」というお声をお聞きします。市では現在全国に先駆け、社会福祉協議会と共同で「くらしとしごとの総合相談窓口」を設置しています。生活福祉金貸付や仕事の相談など、ワンストップで相談を行っていますので気軽にご相談ください。

市としても「何気ない日常の幸せ」を一日も早く取り戻すため、市独自の対策に取り組んでいます。詳細は広報誌6月号でお知らせいたします。

事業者への支援

持続化給付金（国事業）

【最大給付額】

法人 200 万円、個人事業主 100 万円

【申請期間】

5月1日(金)～令和3年1月15日(金)

【申請条件】

・令和2年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、資本金の額又は出資の総額の定めがない場合は常時使用する従業員が2,000人以下

・令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が前年同月対比で50%以上減少した月がある

・平成31（令和元）年以前から事業収入があり、今後も事業継続意思がある

手続きなど詳しくは上記2次元コードから持続化給付金事務局ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/> へ。

持続化給付金
事務局
ホームページ



経営継続支援事業（県・市協調事業）

【最大給付額】

法人 100 万円、個人事業主 50 万円

【申請期間】

4月28日(火)～6月30日(火)（予定）

【申請条件】

・県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業している

・令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少している

・県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中継続して休業または時間短縮している

手続きなど詳しくは上記2次元コードから県ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html> へ。

県ホームページ



問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120(115)570

問い合わせ

経営継続支援金相談ダイヤル ☎ 078(361)2281

市主催行事の中止・延期 公共施設利用の中止

5月31日(日)まで、市が主催する全ての行事などを中止または延期します。同期間中、市の施設の貸館業務などの中止を延長します。また、公園などの屋外でも密にならないように注意してください。

国内の感染者数の動向により、期間は変更する可能性があります。今後予定される市主催行事や公共施設の利用などについて詳しくは各担当へ。

市立学校などの臨時休業を延長

全ての市立小学校、中学校、特別支援学校の臨時休業を5月31日(日)まで延長することを決定しました。

全ての市立幼稚園、保育所、認定こども園も、5月31日までの休園所を決定。ただし、就労などの事情により利用がどうしても必要な人については受け入れを行います。

市立留守家庭児童育成クラブは5月31日まで閉所します。ただし、就労等の事情により利用がどうしても必要な人については受け入れを行います。

市立学校や市立幼稚園などの臨時休業について詳しくは、下記の2次元コードから市ホームページへ。

最前線で働く医療従事者の 労働環境改善のため寄付を募集

県内の新型コロナウイルス感染者を受け入れている医療機関などで働く医療従事者などの労働環境改善のため「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を設立しました。

基金への寄付は下記の口座から募集しています。
※寄付金は税控除の対象となります。

【振り込み口座】

名義「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」

三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通 3292123

みなと銀行 本店営業部 普通 1979831

但馬銀行 神戸本店 普通 9861288

兵庫県信用農業協同組合 本店 普通 0017207

ゆうちょ銀行

(ゆうちょからの振り込み) 00940-8-197420

(他行から振り込む場合) 店番 099 当座 0197420

問い合わせ

県新型コロナウイルス感染症対策本部総務班
☎078(362)9870

市立小・中・
特別支援学校



市立幼稚園
保育所
認定こども園



くらしとしごとの総合相談窓口

収入が減少し、困っている世帯などを対象に窓口を設置。当面の生活費などに活用できる貸し付けや家賃への支援などの相談を受け付けます。また、安全面に配慮し、電話やメールでの相談も受け付けます。

日時＝6月12日(金)までの午前9時～午後5時（受け付けは4時まで貸付相談は3時半まで）▷場所＝市役所2階202会議室▷内容＝地域福祉課や生活支援課、生活福祉資金の貸し付け担当の社会福祉協議会の職員が相談に対応。来所相談は感染予防のため予約制となります。
メール kawa0027s@city.kawanishi.lg.jp

問い合わせ

地域福祉課 ☎(744)6186 生活困窮・生活保護
☎(744)6187 資金貸し付け

市の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、広報かわにし milife6月号に掲載します